



「令和5年度子育て世帯学校給食費等 臨時支援給付金（市独自）」のご案内

食料品等の物価高騰等に直面し、影響を大きく受けている義務教育課程及び未就学の児童のいる子育て世帯に対し、市独自に学校給食費相当分の臨時的な給付金を支給します。

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回の給付金は、原則として、市で保有する情報をもとに申請不要で支給を行います。が、**このチラシの届いた方は、市が支給に必要な保護者の情報・金融機関情報を確認できないため、申請いただく必要があります。**

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次のいずれかに該当する中学生以下に相当する年齢の児童が対象です。

- ①令和6年1月1日時点で会津若松市に住民登録がある、平成20年4月2日から令和6年1月1日までに生まれた児童
- ②令和6年1月2日から令和6年3月31日までに会津若松市に住民登録した、平成20年4月2日から令和6年3月31日までに生まれた児童
- ③令和6年4月1日に生まれ、出生による住民登録を会津若松市に行った児童

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

上記の児童の保護者が対象です。保護者の所得制限はありません。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万3千円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

申請月の翌月末までを目安に、審査が終了した方から順次支給します。なお、支給額や振込日は、支給時に送付する支給決定通知書でご確認ください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

申請時に指定した口座に振り込みます。

- **申請に必要なもの**：①申請書 ②申請者の本人確認書類のコピー ③申請者の通帳又はキャッシュカードのコピー ※その他、状況に応じて市が書類の提出を求める場合があります
- **申請期限**：令和6年4月30日（火）必着

お問い合わせ



会津若松市役所 こども家庭課 給付グループ ☎ 0242 (39) 1243